

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## The Problems of Decolonization and the United Nations : With Special Reference to the Activities of the Special Committee on Decolonization

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1986-06-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2153">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2153</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 非植民地化問題と国際連合

—植民地独立付与宣言履行特別委員会の  
活動を中心として—

## 家 正 治

### I. は じ め に

国際連合憲章の第1条には、国連の目的として4つが掲げられている。<sup>(1)</sup>その第2のものは、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」である。国連憲章の発効によって民族自決権が実定国際法上の権利として承認されたとする学者は、この第1条の規定や第55条を援用するのが常である。<sup>(2)</sup>しかし、以上の規定が直接に目的とするのは「諸国間の友好関係を発展させること」にあり、自決権の問題はいわば修飾語として言及されており、また「尊重に基礎をおく」という表現になっており、さらにそもそも第1条は国連の目的の大原則を規定するにすぎないこと、から自決権の法的権利性を導き出せないとする解釈に正当性がないわけではない。<sup>(3)</sup>さらに問題は、憲章は第11章「非自治地域に関する宣言」を行ない、第12章「国際信託統治制度」第13章「信託統治理事会」の規定を置いて、植民地という用語は用いてはいないが、非自治地域や信託統治地域という植民地の保有を認めていることである。信託統治制度の目的として「自治」と並んで「独立」が挿入されているが、第11章で設け

(1) これらの内、第4のものは、国連の活動の目的としては独立の意味をもっておらず、国連の目的として示されているのは、第1から第3までである。田畑茂二郎著、国際法講義上（新版）、114～117頁参照。

(2) 第55条「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国家間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、次のことを促進しなければならない。（略）」

(3) 山手治之、植民地体制の崩壊と国際法、立命館法学、第34号（1960）、182～185頁参照。

られた非自治地域制度の場合には「自治」しか存在しない。もっとも、憲章を審議したサン・フランシスコ会議では自治は独立を排除するものではないとする了解の下に憲章は採択されたのであるが、<sup>(4)</sup>この制度がこれら地域の独立達成のための履行・実施のために設けられたと言うよりは、植民地保有を前提としてその施政の仕方に一定の制限を加えるために国際監督を行なうことにその目的があったと言えるであろう。そのために、非自治地域制度では施政国に情報送付を義務づけ（第73条e）、信託統治制度では年報の審査、請願の受理、現地視察による監督が行なわれることとなっている（第87条）。

憲章第1条に「人民の同権及び自決の原則」が挿入されたことをもって自決権が法的権利として認められたとは言えないにしても、その後の植民地の解放と自決権の確立にとって、この規定が一つの大きな礎石となったことは事実である。第2次世界大戦後、燎原の火のごとく燃え上った民族解放運動は、アジアから中近東へ、さらにブラック・アフリカへと及んで、1960年には「アフリカの年」を導き出した。このような発展の中で、同年12月国連総会は、「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」（植民地独立付与宣言）を採択した。同宣言は、第1項で、植民地支配は、基本的人権を否認し、国連憲章に違反し、世界平和と協力に障害となっていると宣言する。また、第2項で、すべての人民は自決の権利をもつとし、第3項で、準備の不十分をもって独立遅延の口実とすることを禁止し、第4項で、従属下の人民に向けられた武力行動と抑圧手段を停止し、かつ彼らの国土の保全を尊重すべきことを求めている。さらに、第5項は、植民地の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、早急な措置が講ぜられなければならないと声明している。

植民地独立付与宣言は、条約形式として採択されたものではなく、総会の一つの決議として採択されたものであり、同宣言自体には法的拘束力のあるものではない。しかし、国連の作成した国際文書の中で、植民地独立付与宣言は世界人権宣言と並んで最も多く引用されている文書であると言われている様に、

(4) 拙稿、非自治地域制度の展開、神戸市外国語大学研究叢書第4冊、94～96頁参照。

同宣言は自決権の法的権利性の確立にとって極めて重要な位置を占めている。

同宣言の採択後、総会は同宣言を画餅に帰すことなくその履行を確保するため後述のように「植民地独立付与宣言履行特別委員会」を設置した。1963年に解散しその任務を特別委員会に引き継がせるまで存在した「非自治域からの情報に関する委員会」<sup>(5)</sup>(非自治地域情報委員会)をはじめとする委員会が、いわば施政国の施政に対する監視・監督のための機関であったのに対して、特別委員会は植民地の独立達成のための機関である。憲章第1条の「人民の同権及び自決の原則」の規定の挿入をもって自決権の法的権利性を確認しえない一つの根拠として、憲章は自決権を実現し履行する手続や機関が存在していないことが挙げられることがあるが、植民地独立付与宣言の採択後そのような手筈が整えられたわけである。国連は、第1条に掲げられている他の目的、すなわち国際の平和と安全の維持や諸国家間の経済的、社会的、文化的、人道的諸問題に関する国際協力の促進、にも示されるように多くの問題を扱うことになっているが、今日までの国連の活動の中で最も成果を上げた分野の最たるものの一つは非植民地化の問題であると言えるであろう。本小稿では、属領問題に関係する機関の中で、最も中心的な機関となっている「植民地独立付与宣言履行特別委員会」の活動を考察し、国連の非植民地化への対応とその機能の成果と限界を考察する中で、従属下の人民の自決の権利の具体的内容がどの様に把握され位置づけられているかを考察することがその目的となっている。<sup>(6)</sup>

## Ⅱ. 特別委員会の任務と構成

1960年12月14日に国連総会が採択した植民地独立付与宣言(総会決議1514(XV))の第5項は、植民地の「住民が完全な独立と自由を享受しうるようになるため、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意志及び希望

---

(5) 「非自治地域情報委員会」の外に、「南西アフリカ特別委員会」「ポルトガル領特別委員会」などがあった。

(6) 現在直接関連する機関として、「信託統治理事会」および「国連ナミビア理事会」がある。

に従い、人種、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をかれらに委譲するため、早急な措置が講ぜられなければならない」と宣言している。しかし、同宣言は、その履行を確保するための手続を設けていなかった。翌年11月27日、第16回総会は、2・3の例外を除いて、上記の宣言の規定が履行されていないことを遺憾をもって留意し、総会議長が任命する17カ国からなる特別委員会を設置することを決定した(総会決議1654(XVI))。特別委員会の目的は、「宣言」の適用を審議し、かつその履行の発展と程度に関する提案と勧告を行なうことであった。

さらに1962年12月17日、第17回総会は、特別委員会の任務と規模を拡大した(総会決議1810(XVII))。とりわけ、特別委員会は、まだ独立していないすべての地域に「宣言」の早急かつ全面的な適用のための最も適当な方法を引き続き求めること、「宣言」の完全な適用のための特定の措置を提案すること、「宣言」が妥当するすべての地域に関する勧告を付した報告書を総会に提出すること、また国際の平和と安全を脅やかすような地域のいかなる発展についても安全保障理事会に通告すること、が要請された。同総会決議はまた、特別委員会の構成国を17カ国に7カ国を加えて24カ国に拡大した。

同特別委員会は、正式には「植民地独立付与宣言履行特別委員会」として知られているが、通称としてその構成国数から「24カ国委員会」またその任務から「非植民地化委員会」とも呼ばれている。なお、1979年12月、総会はその構成を25カ国に拡大することに決定した。その結果1980年以降25カ国で構成されていたが、1985年1月にオーストラリアが構成国から下りた(withdrew)ことから、同年の特別委員会は24カ国とな<sup>(7)</sup>っている。

---

(7) Decolonization; Twenty-Five Years of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, A publication of the United Nations Department of Political Affairs, Trusteeship and Decolonization, No. 26 (1985), p. 9: なお、同文書には、特別委員会の構成国のリストが掲げられている(p. 40)。それによると実際には以下になっている。1962年17カ国、1963~67年24カ国、1968年25カ国、1969年~70年23カ国、1971年21カ国、1972年22カ国、1973~79年24カ国、1980~84年25カ国、1985年24カ国。

1962年に総会は、「南西アフリカ特別委員会」と「ポルトガル領特別委員会」を解散し、また1963年には「非自治地域情報委員会」を解散して、その任務を植民地独立付与宣言履行特別委員会に引き継がせた。現在、従属地に関する問題を直接扱っている他の機関として、憲章第7条が規定する国連の主要機関の一つである信託統治理事会および国連総会が1967年5月19日の決議（総会決議2248(S-V)）によって設置された「国連南西アフリカ理事会」（その後「国連ナミビア理事会」に改称<sup>(8)</sup>）がある。前者は、憲章上の主要機関であるが、当初11存在した信託統治地域の内残存する地域は米国が施政する太平洋諸島信託統治地域（ミクロネシア）だけであり、その任務のほとんどを終えている。後者は、ナミビアを独立まで施政するために重要な権限と任務を委任されているが、その権限と任務は植民地問題全般にわたるものではない。それに対して、植民地独立付与宣言履行委員会は、太平洋諸島およびナミビアを含む従属地域一般を扱かうことから、現在国連における植民地問題に関する最も中心的な機関となっている。

通常、特別委員会は年2回の会期を開催し、毎年9月に総会に報告書を提出することになっている。例えば1984年では、特別委員会は、第1会期を2月13日から5月9日までの間に4回の会議を、第2会期を8月7日から同月24日までの間に17回の会議を、また10月25日に特別会期として1回の会議を開催した<sup>(9)</sup>。また、特別委員会は、補助機関 (subsidiary bodies) を有している。例えば、1984年および1985年の会期では、特別委員会は、3つの補助機関——「作業班」（運営委員会として機能する）、「請願、情報および援助に関する小委員会」およ

(8) 国連ナミビア理事会については、拙稿、ナミビア問題と国際連合、神戸市外国語大学研究叢書第14冊参照。なお、非植民地化委員会が密接な関係を維持する他の機関として、「反アパルトヘイト特別委員会」「パレスチナ人民の不可譲の権利の行使に関する委員会」および「人種差別撤廃委員会」がある。

(9) Report of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, Official Records: Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), 1985, p. 13.

び「小地域に関する小委員会」一を有している<sup>(10)</sup>。以上の2つの小委員会は、その年の前半に毎週2・3回の会議を行ない、勧告を含めて報告書を特別委員会に提出することになっている。その審議の様様については以下の該当の箇所を考察することにする。

### Ⅲ. 特別委員会の作業範囲の地域

信託統治制度の下におかれる信託統治地域は、憲章第77条1項の規定によって、a. 現に委任統治の下にある地域、b. 第2次世界戦争の結果として敵国から分離される地域、c. 施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域、と特定されている。他方、憲章第11章「非自治地域に関する宣言」が適用される制度—通常非自治地域制度と言われる—の下におかれる地域については、憲章は一般的に「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域」と定義しているだけで具体的にいかなる地域であるかを特定していない。また植民地独立付与宣言は、「外国による人民の征服、支配及び搾取」「従属下の人民」あるいは「信託統治地域及び非自治地域、またはまだ独立を達成していない他のすべての地域」と規定しているだけであり、信託統治地域以外にどの地域に同宣言が適用されるかという問題が生ずるのである。

1963年、植民地独立付与宣言履行特別委員会は、「宣言」が適用される地域の暫定的リストを作成した。そこには、(a)信託統治地域、(b)ナミビア（当時は南西アフリカと呼ばれた）、(c)総会が憲章第11章の非自治地域であると認定したが、施政国が第73条(e)の下の情報を送付していない地域、すなわち当時ポルトガルの施政の下にあった諸地域と南ローデシア（現在ジンバブエとして独立）、<sup>(11)</sup>

(10) これらの補助機関の1985年の構成については、Decolonization; Recent Activities of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples, A Publication of the United Nations Department of Political Affairs, Trusteeship and Decolonization, No. 22(1985), p. 4.

(11) 1964年12月14日の総会決議66(1)で列挙された74の非自治地域のリストは、事務総長が各加盟国に自国の管轄下にある非自治地域を列挙することを求め、その回答に基づいて作成されたものであった。しかし、植民地独立付与宣言の採択後、特別委員会の暫定的リストの(c)に示されるように総会自ら非自治地域を認定することとなる。

および(d)施政国が情報を送付している非自治地域、からなる64の地域が列挙されていた。1963年以降、このリストは主として地域の独立によって修正が行なわれていたが、注目されることは1965年に特別委員会が仏領ソマリランド（現在はジブチとして独立）をそのリストに含めたことである。また同年総会は特別委員会にオーマンの検討を継続する様に指令した。さらに1972年には特別委員会はコモロ諸島をリストに含めた。1985年現在、「宣言」が適用される地域のリストには以下の18地域が列挙されている。施政国ニューージーランド—トケラウ、施政国ポルトガル—東チモール<sup>(12)</sup>、施政国スペイン—西サハラ<sup>(13)</sup>、施政国英国—アングラ、バミューダ、英領バージン諸島、カイマン諸島、フォークランド（マルビナス）諸島、ジブラルタル、モントセラト、ピトケアン、セントヘレナ、タークス・カイコス諸島、施政国米国—アメリカ領サモア、グアム、太平洋信託統治領、米領バージン諸島、国連の直接統治の地域—ナミビア（以前の南西アフリカ）。

特別委員会が暫定的リストを作成した1963年以降、そのリストは毎年特別委員会の審議の対象となっている。その中で問題としてとり上げられているのは、米国と自由連合を形成しているプエルトリコである<sup>(14)</sup>。例えば、1984年の特別委員会は、政党をはじめとする関係団体の代表32人から聴聞を行ない<sup>(15)</sup>、決議を採択した<sup>(16)</sup>。同決議で、特別委員会は、植民地独立付与宣言に従って自決と独立への人民の不可譲の権利とプエルトリコに関して同宣言の基本原則の十分な適用を再確認し、引き続きプエルトリコ問題を審議の対象とすることを決定してい

(12) 1977年4月、ポルトガルは事務総長に同地域に対する主権行使は1975年8月に終了したと通告した。

(13) 1976年2月、スペインは事務総長に同地域に対する施政はその日で終了したことにより同地域の施政に関する国際的責任は免除されるものとする旨通告した。

(14) プエルトリコは、1946年12月14日の総会決議66(1)で列挙された非自治地域のリストの中に入れられていた。米国は「プエルトリコ自治国」を設立する新憲法が1952年7月25日に発効したとして、情報停止の通告を翌年事務総長に提出した。1953年11月総会はプエルトリコ人民は自治を達成したものと認めて情報停止を承認した（総会決議748(VIII)）。

(15) 団体の代表のリストについては、*ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23 (A/39/23), pp. 17~19.

(16) *ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), p. 20.

る。

以上のように、特別委員会は、「宣言」の適用地域を審議し、また決定するという極めて活発な活動を展開しているのである。

#### IV. 特別委員会の行動と手続

植民地独立付与宣言履行特別委員会の設置を決めた1961年11月27日の総会決議1654 (XVI)は、本文第5項で、「特別委員会がその任務の適当な遂行のために採用する手続と様式の枠内に於て自己のとり得るあらゆる手段の採用によってその任務を遂行する」ことを特別委員会に指示している。それでは、特別委員会は、「宣言」の履行のためにどのような行動を展開し、またそのための手続を採用しているかを考察することが必要である。

##### 1. 請願の受理と請願者の聴聞

憲章第87条は、信託統治理事会はその任務の遂行に当って次のことを行なうことができるとして、その一つに、請願を受理し、かつ施政権者と協議してこれを審査することを掲げている。しかし、憲章は、総会が請願を受理し請願者の聴聞を行なう権限については規定していない。1950年、総会は請願の権利は基本的人権であるとする決議435(V)を採択した。1951年、総会の第4委員会は初めて信託統治地域の住民からの請願を聴聞することに同意した。また1961年に、第4委員会は初めて非自治地域からの請願者を聴聞することを決め、それ以来非自治地域の請願者に対する聴聞の付与は、特別委員会の確立された慣行となっている。<sup>(17)</sup> 1970年に総会が採択した「宣言」の完全な履行のための行動計画 (programme of action) は、植民地人民の代表による口頭もしくは書面によって表明される見解に特別の考慮を払うよう特別委員会に指示し、<sup>(18)</sup> また1980年に総会が採択した「宣言」の完全な履行のための行動計画 (plan of action) もより詳しく請願の審査について規定している。

(17) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 20.

(18) 同行動計画は、総会決議2621(XXV)に含まれている。

特別委員会は、1962年のその発足において、請願を受理し請願者を聴聞することに同意し、そのために「請願に関する小委員会」を設置した。同小委員会は、1972年に「請願および情報に関する小委員会」と名称変更し、さらに1976年には「請願、情報および援助に関する小委員会」と変えられている。国連の文書は、過去25年間の経験から、請願の受理と請願者の聴聞が特別委員会の作業に果たした貢献は非常に大きなものであるとしている。<sup>(19)</sup>

## 2. 調査団の派遣

植民地の直接的な情報を得るために現地への調査団の派遣はとりわけ重要である。憲章第87条は、信託統治理事会の任務遂行のために、他のものと並んで、それぞれの信託統治地域の定期視察を行なわせること、を掲げている。このことは、信託統治地域の施政国の側からすれば、施政国は憲章上の義務として調査団を受け入れなければならないことを意味している。一方、非自治地域に関して憲章は現地視察については触れてはいない。したがって、請願の受理や請願者の聴聞とは異なって、非自治地域の施政国が現地視察に関して協力しない場合、派遣しえないということになる。

特別委員会は、1962年に、必要な場合に個々の地域に調査団の派遣を考慮することに合意していた。<sup>(20)</sup>また、1970年の「宣言」の完全な履行のための行動計画 (programme of action) および1980年の「宣言」の完全な履行のための行動計画(plan of action)も植民地への調査団の派遣を特別委員会に求めている。また両者とも非植民地化の最終段階の観察もしくは監督について触れている。

特別委員会は、施政国との協議のためにまた現地の情報を入手のために、また植民地での人民協議を監督または観察するための調査団を派遣してきた。例えば、1975年～1985年の間に、施政国の要請によって現地に15の調査団を派遣している。<sup>(21)</sup>しかし、問題となるのは施政国が調査団の受け入れを拒否する場合で

(19) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 20.

(20) Report of the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and peoples, A/5238, 1972, p. 41~42.

(21) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 19.

ある。かつてアデンに特別委員会が調査団を派遣して現地住民の意向を聞こうとしたが、英国の反対によってアデンの隣接諸国に行つて実情を調査したことがあった。<sup>(22)</sup>この点で注目されるのは、施政国ポルトガルの反対にもかかわらずギニア（ビサウ）の解放区に1972年4月に特別委員会の調査団が訪れて実情を調査したことである。<sup>(23)</sup>非自治地域の場合、憲章上の規定に基づくものでないことから、施政国の協力が無い場合、調査団の派遣に困難が伴うが、上記の事例は画期的な先例を切り開いたものと言えるであろう。

### 3. 民族解放運動団体の招請

以上の請願の受理や調査団の派遣は、信託統治制度において認められている手続であるが、1970年代に入って解放運動の代表が特別委員会にオブザーバー資格で参加が認められるに至った。<sup>(24)</sup>このような新しい手続が認められたことは、非植民地化の実践にとって大きな意義を有するものである。なお、1970年に総会が採択した「宣言」の完全な履行のための行動計画(programme of action)は、必要な場合、解放運動の代表が国連や国連システムの他の国際組織によりその審議に適当な資格で参加するよう要請するべきであるとしている。ここでは1984年の場合を簡単に考察しておこう。

特別委員会は、第38回総会への報告書の中で、総会の関連決議と確立された慣行に従って、特別委員会はその審議にオブザーバー資格で参加するようにOAUが認めた民族解放運動の代表を引き続き招請するであろうと述べていた。第38回総会は、この件を含めて特別委員会の作業計画を承認した（総会決議38/54第5項）。

これによって、特別委員会は、ナミビア問題の審議にオブザーバー資格で参

(22) 拙稿、神戸市外国語大学研究叢書第4冊、61～62頁。

(23) United Nations Special Mission to Guinea(Bissau): Three-Member Mission of Special Committee on Decolonization Visits Liberated Areas of West African Territory, Objective: Justice, Vol. 4 No.3 (1972), pp. 4～15.

(24) 1971年12月の総会決議は、特別委員会に南部アフリカの植民地の解放団体を招請したこと等、その経過については、松井芳郎、民族解放団体の国際法上の地位、国際法外交雑誌、第81巻5号(1982)、74頁の別表参照。

加するよう、ナミビアの解放団体である「南西アフリカ人民機構」(SWAPO)の代表を招請した。この招請に応じて、SWAPOの代表は特別委員会の関連ある審議に参加した。また、「アフリカ民族会議」(ANC)と「アザニア・汎アフリカニスト会議」(PAC)の代表が、「請願、情報および援助に関する小委員会」の関連のある審議に参加した。

同年8月20日、特別委員会は、翌年も解放団体の招請を求める作業班の勧告を異議なく採択した。

民族解放団体へのオブザーバー資格の付与は、解放闘争における当事者として従属人民の願望や地域の情報を得ることだけでなく、その地域のいわば「将来の政府」<sup>(25)</sup>としての効果を与えるであろう。

#### 4. 国連本部外での特別委員会の開催

植民地独立付与宣言履行特別委員会を設置した1961年11月27日の総会決議1654(XVI)は、国連本部以外の場所で会議を行なう権限を特別委員会に与えた。同決議では、「そのような会議は、適当な当局と協議して、機能の効果的な遂行に必要な時期と場所において」開催することになっている。特別委員会は、そのような会議を1962年、1965年、1966年、1967年、1969年、1972年および1985年にアフリカの各地域で、1975年にリスボンで、また1979年にベオグラード<sup>(26)</sup>で、開催している。この内で最も新しい1985年の特別会期は、同年5月13～17日、植民地独立付与宣言採択25周年記念の行事の一つとして、チュニスで開催されたものである。<sup>(27)</sup>

また、特別委員会が他の機関と共催した事例として、1977年5月16～21日、モザンビークのマプトで、「ジンバブエおよびナミビアの人民を支援する国際会議」が開催された。この国際会議は、「アフリカ統一機構」(OAU)と協議し

(25) 松井芳郎、前掲論文、74～79頁参照。

(26) *ibid.*, *Decolonization*, No. 26(1985), p. 21.

(27) 詳しくは、*Decolonization ; Twenty-Fifth Anniversary of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples*, A publication of the United Nations Department of Political Affairs, Trusteeship and Decolonization, No. 23(1985)参照。

て、特別委員会と国連ナミビア理事会が協力して組織されたものである。<sup>(28)</sup>

国連本部以外の地域、とりわけアフリカで開催することによって、特別委員会は、その作業についての国際的認識を高めること、解放闘争に対する支援を表明すること、解放団体の見解を聴取すること、また国連とOAUとの関係を強化すること、を求めたのであった。<sup>(29)</sup>

#### 5. 他の機関との協力関係

1961年11月27日の植民地独立付与宣言履行特別委員会を設立した総会決議1654(XVI)は、信託統治理事会、非自治地域情報委員会および関連する専門機関に対して、それぞれの分野で特別委員会の作業を援助するよう要請している。非自治地域情報委員会はその後解散してその任務を特別委員会に引き継がれたことはすでに指摘した。その後特別委員会は、他の国連の機関や国連と連携する国際機関と協力関係を維持している。その中でもとりわけ、「反アパルトヘイト特別委員会」、「国連ナミビア理事会」、「パレスチナ人民の不可譲の権利の行使に関する委員会」および「人種差別撤廃委員会」とは密接な協力関係を有している。<sup>(30)</sup> 特別委員会は、これらの機関の作業を綿密にフォローし、またこれらの機関が採択した決議を考察した。<sup>(31)</sup>

また、同年特別委員会は、「アフリカ統一機構」(OAU)と密接な関係を維持している。例えば特別委員会の議長は、同年2月～3月にアジス・アベバで開かれたOAU閣僚会議に参加し、また同年8月～9月にダル・エス・サラームで開かれたOAUのアフリカ解放調整委員会に出席した。他方、OAUの行政事務局長は、特別委員会の作業および「請願、情報および援助に関する小委員会」の作業に参加した。さらに、総会決議38/54および38/55によって、特別委

(28) 詳しくは、In Support of the Peoples of Zimbabwe and Namibia; Declaration and Programme of Action adopted by the Maputo Conference, Objective: Justice, Vol. 9 No. 2(1977), pp. 2～9参照。

(29) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 21.

(30) 1984年に特別委員会が関連を有した機関は、上記の機関以外に、安全保障理事会、信託統治理事会、経済社会理事会、人権委員会、専門機関、第2回アフリカ難民援助国際会議(ICARA II)がある。

(31) *ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), pp. 24～28参照。

員会は、非植民地化の分野に特別な関心を有している非政府機構の活動を綿密にフォローし続けている。特別委員会はまた、総会決議 38/55 に基づいて、同年2月21～23日、ウィーンで非植民地化に関する情報の普及に関する非政府機関とのセミナーを開催した。<sup>(32)</sup>

特別委員会は、以上のような諸手続を通じて極めて広範かつ活発な活動を行っている。すでに述べたように特別委員会は、植民地独立付与宣言の適用を審査し、その履行の発展と程度について勧告することであった。その後その任務は拡大され、「宣言」の早急かつ全面的な適用について最も適当な方法を追求し、「宣言」の完全な履行のための特定の措置を提案し、「宣言」が適用されるすべての地域に関する勧告を含む報告書を総会に提出することなどが含められた。それでは、以上のような活動を通じて特別委員会は、「宣言」の早急かつ全面的な適用・履行のために、どのような方法や措置、また勧告や提案を行っているのかを考察する必要があるであろう。

## V. 特別委員会および総会の勧告と提案

前章で述べた特別委員会が植民地独立付与宣言の履行を確保するためにとった諸手続の場合と異なって、各会期の経過の中で特別委員会と総会との勧告・提案は密接に関連しており区別することは困難であり、また問題によってそれは無意味でもあるので、両者の決議をからめて検討することにする。なお、1984年の特別委員会の勧告を、同会期の総会はほとんど修正することなく採択しているように、この傾向は同年だけ<sup>(33)</sup>でなく一般的である。ここでは、1970年10月12日の第15回総会が採択した決議 2621 (XXV) に含まれている「宣言」の完全な履行のための行動計画(programme of action)と1980年12月11日の第35回総会が採択した決議 35/118に添付(annex)されている「宣言」の完全な履行のための行動計画(plan of action)とを中心に考察するものとする。なお、前者は、

(32) *ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), pp. 28~29.

(33) *ibid.*, Decolonization, No. 22(1985), p. 5.

「植民地独立付与宣言の10周年記念と関連した特別活動計画」と題する特別委員会の報告を審議した後に採択されたものであった。また後者も特別委員会の勧告に基づいて採択されたものである。

### 1. 非植民地化および自決と独立に関する勧告

一般に、総会および特別委員会の大抵の勧告は、以下の点を強調する。<sup>(34)</sup>(1)非自治地域人民の自決と独立への不可譲の権利、(2)最終的に地域の人民自身が自己の将来の政治的地位を決定するという原則、(4)当該非自治地域の統一と領土保全の尊重およびかかる統一と保全を脅かす行為の否認、(5)自決と独立への不可譲の権利を自由に行使することを人民に可能ならしめるように当該地域の条件を生み出す施政国の義務、および同権利の行使において人民に開かれた可能性について人民の自覚を育むことの重要性、(6)憲法会議の召集、植民国家の抑圧的行為の停止、すべての極端な差別立法の廃止と差別的慣行の根絶、政治活動に関するあらゆる制限の除去と完全な政治的自由の保障、恩赦の付与と政治的追放者および難民の帰還、またある場合には国連の参加を得て普通選挙に基づく自由投票の実施。

これら以外に、上述の総会決議2621(XXV)で注目されることは、あらゆる形態および表明における植民地主義の継続は国連憲章、植民地独立付与宣言および国際法の諸原則の違反を構成する犯罪(crime)であると断罪していることである(1項)。同決議は総会の決議であってそれ自体法的拘束力を有しない一つの政治的な国際文書ではあるが、そこにはそれは民事上の不法行為とは異なるという意識が存在していることを示すものである。

さらに、上述の総会決議35/118は、植民地支配下の人民の自決と独立への不可譲の権利を無視し、侵害し、否定または矛盾する植民国家および人種主義国家によるいかなる合意、取り決めまたは一方的行動も拒絶している(5項)。

### 2. 解放闘争の正統性と解放運動への援助

1965年の第20回総会は、初めて「自決と独立に対する権利を行使する植民地

(34) *ibid.*, *Decolonization*, No. 26(1985), pp. 10~11.

支配下の人民による闘争の正統性」を承認し、同時に「植民地の民族解放運動に対する物質的・精神的援助を与える」ようすべての国家に要請した(総会決議2105(XX))。それ以後同じ趣旨の決議が繰り返され、また内容も強化されている。<sup>(35)</sup>

1970年の行動計画(programme of action)は、「自由と独立に対する願望を抑圧する植民国家に対して自己のとり得るあらゆる必要な手段によって闘争する植民地人民の固有の権利」を再確認している(2項)。また、同決議は具体的に、「拘留されているすべての自由戦士は、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約の関連規定に従って待遇される」と定めている(6項(a))。さらに同決議は、同様に植民地の人民に対する援助すべき加盟国の義務について言及している(3項(2))。

1980年の行動計画(plan of action)は、同様に自己のとり得るあらゆる手段によって闘争する植民地主義下の人民の固有の権利を再確認する(4項)。同時に、「加盟国は、自決の権利を行使して、人民が植民地支配及び外国による占領に抵抗して、並びに、人種差別体制に抵抗して、戦っている武力紛争は、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される第一議定書によって規定される国際的武力紛争であることを認める」とし、さらに1949年のジュネーブ諸条約の適用について言及している(annex 11項)。また同行動計画は、植民地支配下の人民に対する援助のみならず(2項)、「アフリカ統一機構」(OAU)が承認した民族解放運動に対する援助についても規定している(annex 12項)。

このように民族解放闘争の正統性が繰り返し規定されることによりその合法性と植民地人民および(または)解放団体の援助を求め受け取る権利が承認されてきていると言えるであろう。

### 3. 国際の平和と安全の維持

国連憲章第11条3項は、「総会は国際の平和及び安全を危くする虞のある事態について、安全保障理事会の注意を促すことができる」と定めている。特別

(35) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 12.

委員会は総会から国際平和と安全に対する脅威をもたらしそうな事態について安全保障理事会に注意を促すよう要請されていた。これによって、総会と特別委員会は、南部アフリカの重大な事態について幾度も安全保障理事会の注意を促している。<sup>(36)</sup>

1970年の行動計画は、国際の平和と安全の維持を大きく妨げるような植民地人民に対する抑圧に従事している政府への安全保障理事会による効果的な措置について言及し（3項(1)）、また総会は南部アフリカ問題につき特別な注意を安全保障理事会に喚起し続けるの必要について規定している（3項(3)(b)）。

1980年の行動計画は、「南ア政権のアパルトヘイト政策とそのナミビア不法占拠は、憲章の掲げる原則を侵犯するものであり、また国際の平和と安全に対する脅威を構成する」ことを再確認する（3項）。また、行動計画の中で、総会は、人民の自決権の否定が国際平和と安全に対する脅威をもたらしている事態に特別な注意を払い続け、またとりわけ(a)とくに南アへの石油および石油製品の供給に関する強制的禁輸を含めて、憲章第7章の下、南アに対する強制的経済制裁の設定を審議し、(b)南アのアパルトヘイト政権とのすべての軍事のおよび核協力を終らすための広範な強制的措置を採用することによって南アに対する武器禁輸を強化する必要性につき安全保障理事会の注意を喚起する、としている。<sup>(37)</sup>

このように、人民の自決権の否定が国際の平和と安全を危くしているとして、安全保障理事会の注意喚起、さらには憲章第7章の強制措置の発動および強化を求めるなど、極めて強い表現の決議が採択されている。1960年代以降の植民地問題に対する国連の対応はそれ以前に比して大きく変化し、また諸国の植民地問題や自決権に関する法的信念も大きく変容していることが指摘できるであろう。

(36) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 11.

(37) アパルトヘイトについては、拙稿、国際連合と民族自決権の適用、神戸市外国語大学研究叢書第10冊、68～89頁参照。

#### 4. 植民国家の軍事活動と軍事的準備

特別委員会は、植民地独立付与宣言の履行を妨げている植民地の軍事活動や軍事的準備に関心を払っている。特別委員会は、また特別委員会の勧告に基づいて総会も、植民地の軍事基地や軍事施設は「宣言」の履行にとって大きな障害をなしており、またそのような基地や施設が存在が植民地人民の自決と独立の権利の行使を妨害しないようにするのは施政国の責任である、という確信を一貫して繰り返し、さらに植民地人民の自決と独立の権利を否認するすべての軍事活動と軍事的準備を非難してきている。<sup>(38)</sup>

例えば、1970年および1980年の行動計画はともに、植民国家による軍事活動と軍事的準備に反対するよう加盟国に求め(3項および annex 9項)、後者はさらに軍事基地と軍事施設の早急で無条件の撤去について触れている(annex 9項)。また、1980年の行動計画は、民族解放運動に対して使用するための傭兵の募集、支出および訓練を防止するために必要な措置を取るよう加盟国に求めている(annex 10項)。

#### 5. 外国の経済的利権の活動

特別委員会は、また、植民地独立付与宣言の履行を妨げている外国の経済的利権の活動に関心を寄せていた。特別委員会は毎年この問題を審議し、また特別委員会の勧告に基づいて総会は、植民地人民から地域の天然資源に対する彼らの正当な権利とこれら資源を彼らの最善の利益において処分する権利を繰り返し宣言していた。したがって、特別委員会は、地域の天然資源と人的資源を搾取する外国の経済利権に支持を与え協力する政府の政策を非難した。<sup>(39)</sup>

1970年および1980年の行動計画は、植民地で操業している外国の経済利権の活動に反対し、自国民および管轄下の会社がそのような活動に従事しないよう

(38) *ibid.*, Decolonization, No. 22(1985), pp. 11~12; *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 14; cf. *ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), pp. 102~111.

(39) *ibid.*, Decolonization, No. 22(1985), pp. 11~12; *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), pp. 13~14; cf. *ibid.*, Thirty-Ninth Session, Supplement No. 23(A/39/23), pp. 89~101.

立法的、行政的または他の措置をとるよう加盟国に求めている（3項(4)および annex 6項）。また両行動計画とも、地域の人口上の構成や地域人民の自決と独立への権利の行使に大きな障害となるような、外部からの移民や入植者の組織的な流入を防止するための必要な措置を加盟国にとるよう求めている（3項(4)および annex 8）。さらに、1980年の行動計画は、1974年5月に総会が採択した新国際経済秩序樹立宣言と同年12月総会が採択した国家の経済的権利義務憲章の関連規定に考慮を払って、当該地域の天然資源に対する永久的主権が十分尊重され保証されるよう加盟国および国連の諸組織に求めている（annex 7項）。

このように、経済的自決権とも言うべき植民地人民の経済的利益の擁護は、植民地独立付与宣言の履行だけではなく独立後の地域の将来の発展にも大きな影響を及ぼす問題であり、今後も十分留意されるべき分野である。

## 6. 小地域の問題

現在植民地独立付与宣言が適用されるべき地域の多くは、人口、面積において小さく、資源も限られ、また地理的に孤立したり分散している地域もある。これらの地域に対して「宣言」が適用され得るのかということは一つの大きな問題である。特別委員会および総会は、これら地域はその面積、地理的位置、人口および限られた天然資源から、特別な問題を有していると認めたが、「宣言」はまったくこれら地域に適用されないものではないと認めている。1965年以降、総会は特別委員会に小地域に特別な注意を払うよう要請している<sup>(40)</sup>。

1970年の行動計画は、「領土的規模、地理的位置(isolation) および限られた資源は『宣言』の履行をけっして遅らせるものでない(should in no way)」としている(9項)。また、1980年の行動計画は、1970年の同一の表現を用いる(annex 17項)と共に、別の箇所、植民地の規模にかかわらず、すべての植民地に「宣言」の完全な履行のための効果的な措置について言及している(annex 1項)。

(40) *ibid.*, Decolonization, No. 26 (1985), p. 16.

そのために特別委員会は、「小地域に関する小委員会」の作業を通して、同問題に非常に多くの時間を割いている。<sup>(41)</sup> 特別委員会自身、小地域問題には特別な問題が存在することも認めているが、今後この問題の十分な検討が必要である。

#### 7. 非植民地化に関する情報の普及

特別委員会は、その設立当初から、植民地独立付与宣言の目的を促進するための道具として宣伝(publicity)の重要性と、植民地人民を助ける目的で非植民地化問題のあらゆる面を国際世論に知らせるあらゆる手段をとる必要性を認めていた。1973年に、特別委員会は、「請願に関する小委員会」を「請願および情報に関する小委員会」に改称し、請願や他の伝達に関する任務に加えて、総会や特別委員会が非植民地化の情報の普及に関して採択した決議の履行を行なわせることにした。<sup>(42)</sup>

1970年の行動計画は、出版物、ラジオやテレビを含むあらゆるメディアを通じて非植民地化に関する宣伝の分野であらゆる努力を強化するよう国連とすべての国家に求めている。そしてとくに重要なプログラムとして、非植民地化に関する国連の活動、植民地の状況および植民地人民と民族解放運動によって行なわれている闘争、に関するものが上げられている(3項(8))。また、1980年の行動計画も、同様にあらゆる可能な手段によって情報を普及する努力を強化するよう国連に求めている(annex 18項)。

以上において、特別委員会や総会が植民地独立付与宣言の履行のために打ち出した勧告、提案、計画等を7つに分類してそれぞれ簡単に述べた。これらは、特別委員会や総会がこれまで活動してきたすべてを言いつくしているものではない。しかし、以上のものに限っても、「宣言」の早急かつ全面的な適用のた

---

(41) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), p. 16.

(42) *ibid.*, Decolonization, No. 26(1985), pp. 17~18. 1976年に「請願および情報に関する小委員会」はさらに「請願、情報および援助に関する小委員会」に改称された。

めに具体的な手段が提案されており、また広範かつ活発な活動が行なわれていることが知られるであろう。

## Ⅵ. おわりに

すでに述べたように、1963年に総会は、植民地独立付与宣言が適用される地域の暫定的リストを採択した。そこには64の地域が列挙されており、それらの人口の合計は、約8,700万人であった。同リストが作成された時までには、多くの植民地はすでに独立を達成していたが、それでもまだ多数の植民地が残存していた。「宣言」が採択されてから25年目の1985年には、そのリストには18の地域が存在するだけであり、その人口の合計は約250万人である。

反植民主義のマグナ・カルタとも呼ばれる「宣言」が採択されてからの国連の非植民地化に関する体制は、それ以前の植民地問題に対する国連の対応とは著しい相違がある。制度および組織の面での最も大きな点は、非自治地域情報委員会を解散して植民地独立付与宣言履行特別委員会にその任務を引き継がせたことに象徴的に示されるであろう。「宣言」が採択される以前の国連の植民地問題に対する対応は端的に言えば、植民国家の植民地統治に対する国際監督にすぎなかった。「宣言」採択後設置された特別委員会は通称「非植民地化委員会」とも称せられるように「宣言」履行の実施機関である。

以上のことを、植民地人民の集団の権利の点から言えば、自決権が実定国際法上の権利として承認されたことである。もっとも、自決権は非常に多義的である。<sup>(43)</sup> 一般国際法上の権利として確認されるための要件として、一般に慣行の存在と法的信念の存在が指摘されるが、すでに考察した点から見て少なくとも植民地問題に関してはそれらの要件は十二分に存在しているのである。現在では、特別委員会および総会の活動は、承認された自決権の内容を発展させ拡充させ、またその枠組をより明確にすることに重点がおかれているのである。

[以上]

(43) cf. Benjamin Neuberger, *National Self-Determination in Postcolonial Africa*, 1986, pp. 3~10.